平成２８年（フ）第１６４号
静岡県浜松市東区笠井新田町222番地の１エクセレンスガーデン301、前住所静岡県浜松市東区笠井新田町699番地キングスコート浜松笠井306号室
破産者　田地川智久
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４７７号
静岡県浜松市東区上石田町2291番地の２、前住所静岡県浜松市東区将監町７番地の16ハーバーさがみⅡ203
破産者　伊藤みゆき（旧姓増井・田中）
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４８５号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目３番８号Ｂ－２
破産者　多田　誠司
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０１３号
京都市伏見区加賀屋町731番地37、前住所京都市南区上鳥羽仏現寺町１番地　帝産寮310
破産者　稲垣　　実
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
京都市西京区樫原下池田町15番地12、前住所京都市右京区嵯峨二尊院門前善光寺山町７番地44
破産者　谷口　貞博
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８８号
兵庫県伊丹市中央３丁目２番24―501号、前住所京都市左京区山端柳ケ坪町67番地
破産者　小池　保己
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９５号
京都市右京区花園寺ノ内町２番地39
破産者　沢田　卓彌
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
奈良県大和郡山市北郡山町199番地２
破産者　東田　幸一
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８４８号
広島県廿日市市佐方486番地９
破産者　福原　愛子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４号
福岡県直方市大字上新入1849番地１　市住1146号
破産者　中下　　修
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２５７号
大分市大字廻栖野2536番地（リバーサイド新界204）
破産者　橋本　輝彦
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６３２号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５番53号　パストラルアサカ305、旧住所埼玉県朝霞市栄町３丁目１番15―210号
破産者　石原　三郎
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９８号
さいたま市浦和区木崎１丁目19番12号　サン．シャンブル木崎Ｂ　２―202
破産者　田邉　　淳
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1246番地２
破産者　谷　　薫
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２０７号
奈良県橿原市今井町１丁目11番18号
破産者　豊田　美恵（旧姓桑田）
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋15296番地１
破産者　白澤　輝夫
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２０２３号
北海道江別市文京台南町15番地の10
破産者　江越　慈高
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部